

衆議院議長 様  
参議院議長 様

## 専任・専門・正規の学校司書の配置を求める請願署名

学校図書館は児童・生徒にとって一番身近な図書館であり、学校教育において大きな役割を担っています。学校図書館は、幅広く豊かな読書により心の成長を促す、探究学習などを通じて自ら学ぶ姿勢を培いより深い学びへと導く、情報を収集・選択・活用する力を育てるなど、児童生徒の成長を幅広く支えています。「主体的・対話的で深い学び」の実現のためにもますます重要視されているところです。

学校司書は図書館の専門職です。子どもたちの読みたい本や学習に必要な図書資料・情報を選択し、利用しやすいように分類・組織化をおこないます。また、児童・生徒および教職員など利用者が必要な図書資料や情報を適切に入手できるようガイダンスやレファレンスをおこないます。さらに広報、展示、特設コーナーをつくるなど、学校図書館の運営全般に係わる職務を担います。学校司書が配置されてこそ、学校図書館を教育活動に活かすことができます。

2015年4月から施行された学校図書館法に初めて「学校司書」が明記され、2016年11月には「学校図書館ガイドライン」「学校司書のモデルカリキュラム」が文科省により作成されました。

しかし、学校司書の採用にあたって「資格を全国的に一律の義務付けを行うことは困難である」として、採用条件を地方公共団体の判断に委ねていることから、モデルカリキュラムを履修しても採用の保障はありません。もとより、学校司書が必置とされていないため、非正規や複数校兼務、他業務との兼務の学校司書が増加し、図書館を毎日常時利用開館できない状況が増えていることは大きな問題です。不安定な雇用、低賃金では学校司書のスキルを活かすことも、向上させることも十分にできません。

学校図書館がその機能を発揮するためには、十分な図書費や環境の整備に加え、専任・専門・正規の学校司書の配置が不可欠です。そのために、以下の項目を要望します。

### 記

1. すべての学校図書館に専任・専門・正規の学校司書を配置すること。
2. 学校図書館法に学校司書を「置かなければならない職、学校図書館の専門的職務を掌る職」として位置づけること。
3. 学校司書を学校教育法、教職員標準法など関係法規に位置づけること。
4. 2016年11月に作成された「学校図書館ガイドライン」「学校司書のモデルカリキュラム」が十分に効力を発揮するよう、必要な措置を講じること。

氏名	住所（〇〇県△△市□□町1-2 ←番地までお書きください）

\*この署名は、個人情報保護法に基づき目的以外には使用しません。

取り扱い団体：全日本教職員組合

( )教職員組合